

## 令和8年度あわら市障害者相談支援事業委託業務（その2）

### 受注法人 募集要項

#### 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業等（以下「障害者相談支援事業」という。）の業務委託について公募により実施するにあたり、必要事項等について定める。

#### 2 募集区分

あわら市内全域を業務範囲として、1事業所（法人）募集する。

#### 3 委託予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 4 業務内容

受注法人が行う業務は以下のとおりとする。詳細は別に定めるあわら市障害者相談支援事業業務委託仕様書を参照すること。

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のための必要な援助
- (6) 専門機関の紹介 等

#### 5 概算委託料

- ・業務に係る委託料の概算は、3,600,000円（税込、1カ年）とする。
- ・この金額は、業務仕様書の内容に係る規模を示した概算であり、予算を確約するものではないことに留意すること。
- ・受注法人決定後、協議の上、仕様書の変更や減額があることに留意すること。

#### 6 応募要件

障害者相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる下記の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 委託開始予定日（令和8年4月1日）までに、あわら市内で障害者相談支援事業を運営できる施設及び設備等が設置されているかまたは設置が確約できること。

- (2) 応募法人及びその役員が、過去5年以内に障害福祉サービス等に関し不正又は著しい行為をした者でないこと。
- (3) 過去2年の間に、本市若しくは他の地方公共団体又は国（公社、公団等を含む。）と種類をほぼ同じくする契約を締結し、履行した者であること。
- (4) 令和7・8年度あわら市入札参加資格者名簿に登録済であること。
- (5) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。
- (8) ① 応募法人及びその役員が、あわら市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等に該当しない者であること。  
② 応募法人及びその役員が、あわら市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者等でないこと。
- (9) 会社更生法による更生手続き又は民事再生法の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 応募法人の役員等が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった者又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (11) その他、障害者相談支援事業所の設置・運営にあたり、法及び関係法令を遵守すること。
- (12) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

## 7 応募手続き

応募に係る様式等及び募集要項については、あわら市のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送での配布は行わない。

- ・ホームページアドレス

<https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry01/industry0106/p015281.html>

### (1) 提出書類

- ①紙媒体6部及び電子データを提出すること。

※紙媒体は、原本を1部、副本5部提出すること。追加して資料の提出を求める場合がある。また、添付書類について、原本には1部添付、副本には原本証明をした写しで可とする。

- ②紙媒体は、A4版縦型左閉じ（折込可）とし、書類にインデックスを添付する。

- ③応募書類提出にかかる一切の費用は、応募した法人の負担とする。

【申請様式】

様式 1	応募申込書
様式 2	誓約書
様式 3	法人概要書
様式 4	事業所設置場所位置図
様式 5	事業所内平面図
様式 6	事業計画書（事業実施概要、運営管理、運営計画）※任意の様式も可
様式 7	人員配置計画書
様式 8	実績調書
様式 9	令和 8 年度収支予算（費用見積）※様式は任意
様式 10	応募にかかる質問書
様式 11	応募辞退届

【添付書類】

資料 1	法人の定款：最新のもの（写し可：要原本証明）
資料 2	法人の役員名簿（最新のもの）
資料 3	国税及び地方税の納税証明書 ・ 国税 滞納がないことの証明 ・ 県税 滞納がないことの証明 ・ 市税 最新の納税証明書
資料 4	法人の決算書：※直近の決算書（財務諸表）
資料 5	法人組織図
資料 6	法人就業規則
資料 7	配置予定職員の履歴書及び有資格者を証明する書面等（要原本証明）

(2) 事前質問

質問については、質問書（様式 10）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

①提出期間 令和 8 年 3 月 16 日（月）～令和 8 年 3 月 23 日（月）

②提出先 あわら市健康福祉部福祉課  
電子メール：[fukushi@city.awara.lg.jp](mailto:fukushi@city.awara.lg.jp)

③提出方法 電子メールで提出すること。  
提出期限までに必着のこと。提出後は、送信した旨の連絡をすること。

④質問書の回答

質問に対する回答は、令和 8 年 3 月 24 日（火）までに参加申込提出者全員に電子

メールにより回答する。

(3) 応募書類の提出場所

あわら市健康福祉部福祉課 あわら市市姫三丁目1-1

電子メール：[fukushi@city.awara.lg.jp](mailto:fukushi@city.awara.lg.jp)

(4) 応募書類の提出期間等

①令和8年3月16日(月)～令和8年3月25日(水)までの間に、(3)の提出場所に直接持参すること。(持参する者は代理人でも可)

ただし、土、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

②期間外及び郵送による提出は受け付けない。

③提出期間終了後は、応募書類の修正には応じない。

④応募状況等の問い合わせには応じない。

⑤応募を辞退する場合は、応募辞退届(様式11)を、応募書類を提出した市の提出場所に提出すること。

⑥提出書類は返却しない。

8 候補者の選定

①選定委員会を設置し、提出書類及び面接(プレゼンテーション及び質疑応答)に基づき、審査する。

②選定委員会では、提出書類の審査及び必要に応じてヒアリングを実施する。その際、提出書類に不足がある場合、提出を求めることがある。(提出を求めても不足書類の提出がない場合は、参加資格を失う)。

③選定委員会は一定水準以上の評価を得た法人を候補者として選定し、複数の候補者となる場合は優先順位を決定する。

【審査項目】

項目	内容
基本事項	応募動機や運営に関する基本的な考え方
	あわら市、坂井地区障害児・者総合支援協議会との連携に関する考え方
	経営の安定性
経営実績	障害福祉サービス等に関する提供実績
体制整備	職員配置や資格の有無
	職員のOJT等の考え方
	個人情報の保護、苦情解決体制等
事業方針	障害者相談支援事業の実施計画
	法人独自の提案事業

	事業費の算出根拠
--	----------

## 9 候補者の確定

- ① 選定結果の通知の後、選定した候補者と委託契約の内容・業務開始に向けて協議した上で委託先を確定する。なお、協議に必要な書類は、市の依頼により候補者が適宜準備することとし、その費用は候補者が負担するものとする。
- ② 候補者が提案した事業計画に基づく準備が整わない場合又は協議の過程で候補者が辞退した場合は次順位の候補者、次順位がない場合は市長が定める方法で改めて選定する候補者の中から委託先を確定する。なお、当初候補者が準備に要した費用の補償は行わない。

## 10 スケジュール

1	募集要項の公表	令和8年3月13日(金)
2	質問受付	令和8年3月16日(月)～令和8年3月23日(月)
3	応募受付	令和8年3月16日(月)～令和8年3月25日(水)
4	選定委員会	<b>令和8年3月27日(金)</b>
5	選定委員会結果通知の送付	令和8年3月下旬
6	契約締結・業務開始	令和8年4月1日

※スケジュールは変更する場合がある。

## 11 契約の締結について

### (1) 契約締結の手続きについて

- ① 市はあわら市契約事務規則（平成16年あわら市規則第46号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- ② 本事業の事業委託仕様書は委託候補者が提出した実施計画書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、市と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で事業委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

### (2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約事務規則第50条第2項の規定に該当する場合は免除する。

## 12 その他

- ① 業務の引継ぎについては、令和7年度障害者相談支援事業の受注者で行うこととし、令和8年4月1日の業務開始に向け、滞りなく実施すること。

- ② 令和8年4月1日の契約締結を待たず、選定法人においては開設に向けた準備作業を行うこととし、その際の費用については、市は負担しない。

13 問い合わせ先

あわら市健康福祉部福祉課      あわら市市姫三丁目1-1

電      話：0776-73-8020

電子メール：[fukushi@city.awara.lg.jp](mailto:fukushi@city.awara.lg.jp)